○鯖江・丹生消防組合消防吏員被服等貸与規則

昭和44年11月25日
規則第12号
平成12年3月から改正経過を注記

第1条　鯖江・丹生消防組合消防吏員(以下「消防吏員」という。)に対する被服等の貸与については、この規則の定めるところによる。

第2条　消防吏員には、別表に定める被服等を貸与する。ただし、更新にあたつては、毎年度予算の範囲内において定める点数制により貸与する。

2　消防吏員は、当該年度に割当てられた各個人の点数の範囲内において、貸与品の品目及び数量を選択できるものとする。

第3条　消防吏員には、前条のほか勤務の性質により防火被服を貸与する。

第4条　消防吏員は、退職、休職または死亡の際は、貸与品を返納しなければならない。

2　別表に定める使用期限の終わつた貸与品は、返納することを要しない。

第5条　貸与品を、き損または紛失したときは、代用を再貸与する。ただし、そのき損、または紛失が自己の責任によるときは、当該消防吏員は、その費用の弁償の責を負わなければならない。

第6条　この規則の施行について必要な事項は、消防長がこれを定める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の日以前に貸与した貸与品の使用期限については、それを支給したときからこれを起算する。

附　則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附　則(昭和53年規則第1号)

1　この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日以前に貸与した貸与品の使用期限については、それを支給したときからこれを起算する。

附　則(昭和58年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和60年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附　則(平成3年規則第3号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附　則(平成5年規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附　則(平成12年規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(令和8年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

(平15規則4・全改、令8規則8・旧別表1・一部改正)

消防吏員貸与品

| 貸与品目 | 員数 | 使用期限 |
|---|---|---|
| 冬帽 | 1 | 5年 |
| 夏帽 | 1 | 5 |
| アポロキャップ | 1 | 2 |
| 冬服 | 1 | 3 |
| 夏服 | 2 | 2 |
| 活動服 | 2 | 3 |
| 救急服 | 2 | 3 |
| 救助服 | 1 | 3 |
| 防寒衣 | 1 | 3 |
| 雨衣 | 1 | 5 |
| ゴム長靴 | 1 | 2 |
| 短靴 | 1 | 1 |

| | | |
|---|---|---|
| 編上靴 | 1 | 3 |
| 作業靴 | 1 | 2 |
| ネクタイ | 1 | 1 |
| バンド | 1 | 1 |
| 白手袋 | 1 | 1 |
| 保安帽 | 2 | 5 |
| 階級章 | 2 | 3 |
| 消防手帳 | 1 | 定めない |
| アンダーウエア | 2 | 1 |
| ポロシャツ | 2 | 1 |
| 防火手袋 | 1 | 1 |
| 活動用ゴーグル | 1 | 2 |
| 活動用ベスト※1 | 1 | 3 |
| 冷却ベスト | 1 | 3 |
| 防火フード | 1 | 3 |

備考　救急服は、救急救命士のみ貸与する。
※1活動用ベストは、貸与を希望する者に貸与する。
使用期限については、やむを得ない事情のあるときは延伸する。